

会員加入申込書

令和 年 月 日

北中城林商工会長 殿

このたびは貴会の趣旨に賛同し、加入いたしたく申し込みます。

ふりがな 事業所名					
ふりがな 代表者名	印	生年月日	大正 昭和 平成	年	月 日
所在地	〒 - 沖縄県	TEL	()	FAX	()
自宅住所	〒 - 沖縄県	TEL	()	FAX	()
郵便物 発送先	事業所・自宅	その他 〒 -			
業 種	製造・建設・小売・卸売・サービス その他 ()	主 要 取扱品目			
事業形態	個人 法人(株式・有限・合資・合名・他) (資本金 万円)	従 事 者 数	個人事業主	名	
税 務 申 告	白色 青色 決算 (月)		常勤役員	名	
開 業 年 月 日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	当 地 区 で の 営 業 年 月 日			年 月 日
加入時の会 費 状 況	加入金 円 会費額 円 自動振替(沖銀・琉銀・海銀・JA)	年 会 費			円
《 備 考 》					
E-mail : _____	確 認	取扱者	会員名簿	カルテ	PC
HPアドレス : _____		/	/	/	

会員No【 】

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書

北中城村商工会 御中

住所 _____
氏名 _____ 印

私は、下記各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、直ちに貴会会員を脱会されても一切異議を申し立てず、賠償ないし保障を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は一切私の責任といたします。また、下記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、貴会が専門機関（警察・沖縄県暴力追放県民会議）に照会することについて同意します。

記

- 私は、私及び私が役職員を務める先が、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
 - 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）
 - 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
 - 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - 社会運動等票ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は票ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - その他前各号に準ずる者及び団体（以下、本項各号に該当する者を「反社会的勢力」という。）
- 私は、私及び私が役職員を務める先が、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれにも該当する関係も有しないことを表明・確約いたします。
 - 反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
 - 反社会的勢力等がその経営に実質的に関与している関係
 - 反社会的勢力等を役職員や顧問としたり、反社会的勢力等に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力等を利用してると認められる関係
 - 反社会的勢力等に対して資金等の提供をし、又は便宜を供与するなどの関係
 - 役職員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係
- 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴会の信用を棄損し、または貴会の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

入会するには

商工会の会員になるためには、商工会地区内において、引き続き6ヶ月以上営業所、事務所、工場または事業所を有する商工業者と定められています。

商工業者とは

1. 自己名義で商業をおこなう事業者
2. 店舗その他に類似する設備によって物品を販売する事業者
3. 鉱業を営む事業者
4. 合名会社、合資会社、株式会社
5. 有限会社

※沖縄県商工会連合会HPより一部抜粋

【一部抜粋】

別表1 (第3条関係)

加入金徴収基準及び払込みの方法

1. 加入金徴収基準

区 分	金 額 (円)
個 人 会 員	5,000円
法 人 会 員	10,000円

2. 加入金払込みの方法

☆ 加入申込みと同時に納入または本会預金口座へ払い込むものとする。

【一部抜粋】

別表2 (第4条関係)

会費の徴収基準、払込みの方法及び納期

1. 会費徴収基準

(1) 会費1口の金額を年間1,000円とし、次の基準により徴収する。

	従事者数	口 数		注：従事者には経営者、家族従事者も含める。			
個 人	1人	12口以上					
	2人～5人	14口以上					
	6人～10人	16口以上					
	11人～20人	20口以上					
	21人以上	25口以上					
	法 人	資 本 金 (単位：万円)					
従事者数		300迄	500迄	1,000迄	2,000迄	3,000迄	3,000超
5人以下		15口以上	18口以上	21口以上	25口以上	30口以上	35口以上
6人～10人		20口以上	23口以上	27口以上	30口以上	35口以上	40口以上
11人～20人		25口以上	30口以上	35口以上	40口以上	45口以上	50口以上
21人～30人		30口以上	35口以上	40口以上	45口以上	50口以上	55口以上
31人～50人		35口以上	40口以上	45口以上	50口以上	55口以上	60口以上
51人以上	40口以上	45口以上	50口以上	55口以上	60口以上	65口以上	

(2) 新規加入者の会費

- ・年度9月末日までの加入者は、会費基準額とする。
- 但し、10月1日以降の加入者は、会費基準の月割額とする。

(3) 役員等の会費

- ・役員等の会費は1万円以上とし、会費徴収基準と比較し高い方を徴収する。

(4) 会員の申し出により理事会の承認を得て、前項の区分以下の例外を認めることができる。

(5) 特別会員及び大企業（支店・営業所を含む）又は大企業に準ずる会員については協議の特別会費を賦課徴収する事が出来る。